

○豊見城市自治会等まちづくり支援補助金交付要綱

平成30年3月30日告示第39号

改正

令和3年3月31日告示第36号

令和4年3月28日告示第25号

豊見城市自治会等まちづくり支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市民と行政の協働によるまちづくりの推進のため、市内の自治会等が自主的に行うまちづくり活動事業に対し、予算の範囲内において、自治会等まちづくり支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、豊見城市補助金等の交付に関する規則（平成2年豊見城村規則第2号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の種類等)

第2条 補助金の種類、交付対象の費用及び額は、別表第1のとおりとする。

2 補助金は、市長と事務委託契約を締結している自治会を対象とし、国又は地方公共団体、一般財団法人自治総合センター等から同様の補助を受けていない場合に限り補助することができる。ただし、別表第1の7の項については、同様の補助を受けている場合においても補助することができる。

3 市長と事務委託契約を締結していない自治会等であっても市長が特に必要と認められる場合に限り補助することができる。ただし、別表第1の7の項については対象外とする。

(交付申請)

第3条 別表第1の1の項から4の項までの補助金の交付を受けようとする自治会等は、市長が定める日までに自治会等まちづくり支援補助金第1交付申請書（様式第1号）に別表第2に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

2 別表第1の5の項から7の項までの補助金の交付を受けようとする自治会等は、市長が定める日までに自治会等まちづくり支援補助金第2交付申請書（様式第2号）に別表第2に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(交付決定等)

第4条 市長は、前条第1項の規定による補助金の交付申請があった場合は、その申請内容を審査するとともに、必要に応じて現地調査等を行い、補助金を交付すべきと認めたときは、自治会等まちづくり支援補助金交付決定兼確定通知書（様式第5号）により通知するものとする。

2 市長は、前条第2項の規定による補助金の交付申請があった場合は、その申請内容を審査するとともに、必要に応じて現地調査等を行い、補助金を交付すべきと認めたときは、自治会等まちづくり支援補助金交付決定通知書（様式第6号）により通知するものとする。

3 市長は、補助金の交付が適当でない判断したときは、申請した自治会等に対し自治会等まちづくり支援補助金不交付決定通知書（様式第7号）により通知するものとする。

(補助対象事業の中止又は変更)

第5条 前条第2項の規定により補助金の交付決定を受けた自治会等（以下「交付決定自治会」という。）は、補助対象事業を中止し、又は内容を変更（軽微な変更を除く。）しようとするときは、事業（中止・変更）承認申請書（様式第8号）を提出し、市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請があった場合には、内容を審査し、承認するときは速やかに事業（中

止・変更)承認通知書(様式第9号)により通知するものとする。

- 3 市長は、前項の規定により承認したときは、補助金交付決定の取消し又は変更を行い、事業(中止・変更)に伴う自治会等まちづくり支援補助金(取消し・変更)通知書(様式第10号)により通知するものとする。

(概算払の請求)

第6条 別表第1の5の項及び6の項に掲げる事業について、補助事業の円滑な遂行のため必要があると認めるときは、補助金を交付決定額の範囲内において概算で交付することができる。

- 2 前項の規定により概算払を受けようとする交付決定自治会は、自治会等まちづくり支援補助金概算払請求書(様式第11号)を市長に提出しなければならない。

(状況報告)

第7条 市長は、補助対象事業の円滑かつ適正な執行を図るため必要があると認めるときは、交付決定自治会に対し、補助対象事業の遂行状況について報告させることができる。

(実績報告)

第8条 交付決定自治会は、事業が完了したときは、市長が定める日までに自治会等まちづくり支援補助金実績報告書(様式第12号)に別表第3に定める書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第9条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合は、報告書を審査し、必要に応じて現地調査を行い、その報告に係る事業の成果が補助金の交付決定の内容と適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、自治会等まちづくり支援補助金確定通知書(様式第15号)により通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第10条 第4条第1項又は前条の規定により確定通知を受けた自治会等は、自治会等まちづくり支援補助金交付請求書(様式第16号)を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第11条 市長は、自治会等が虚偽その他の不正な手段により補助金の交付決定を受けたときは、補助金交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 2 前項の規定により、補助金交付決定の全部又は一部を取り消すと認められた自治会等に対し、自治会等まちづくり支援補助金取消通知書(様式第17号)を通知するものとする。

(補助金の返還)

第12条 市長は、前条の規定により補助金交付決定が取り消された場合において、既に補助金の交付を受けているときは、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

- 2 市長は、第9条の規定により交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分について返還を命ずることができる。

- 3 市長は、補助金の返還を命ずる場合は、自治会等まちづくり支援補助金返還命令書(様式第18号)により自治会等に返還を請求するものとする。

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日告示第36号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月28日告示第25号）

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1（第2条、第3条、第6条関係）

番号	補助金の種類	補助金の交付対象の費用	補助金の額
1	防犯灯電気料金支援	自治会等が管理している防犯灯（犯罪を未然に防ぐために設置された防犯灯のうち、電力会社と公衆街路灯Aの契約を締結したもの又はこれと同等と認められるものをいう。以下同じ。）の電気料金で申請を行う前年度の3月末日において自治会等が管理している防犯灯	1灯当たり（年額）950円
2	備品購入・修繕支援	自治会等の活動に必要な備品購入や各種修繕のための費用	1自治会等当たり3万円を上限とする。ただし、市長が必要と認めるときは、申請期間を再度設定し、予算の範囲内で申請を受け付けることができる。
3	清掃活動支援	自治会等が自主的かつ主体的に実施する地域の快適な生活環境の保持及び環境美化活動の推進のための清掃活動（管理委託により行う公園等の清掃を除く。）に係るごみ処理費用及び清掃活動費用のうち、糸豊環境美化センターで処理できないごみ、車両等のレンタル又は使用に係る費用、清掃活動に係る保険、清掃用	1自治会等当たり3万円を上限とする。ただし、市長が必要と認めるときは、申請期間を再度設定し、予算の範囲内で申請を受け付けることができる。

		具等の購入及び清掃委託費用を対象とする。	
4	防犯灯修繕支援	自治会等が管理する防犯灯の修繕に要する費用	予算の範囲内で補助金交付申請額による。ただし、各自治会等の補助金交付申請額の合計額が予算を超過する場合は、補助金交付申請額の割合により按分した額とする。
5	特別支援	<p>(1) 集会所の長寿命化、危険性の除去又は集会所の利便性の向上を目的とした建物、外構等に係る点検、整備若しくは修繕</p> <p>(2) 自治会等で管理又は所有する施設等に係る点検、整備又は修繕</p> <p>(3) 備品購入</p> <p>(4) 防犯灯及び防犯灯の支柱の新設</p>	事業費の50%以内とし、400万円を上限とする。
6	活動活性化支援	<p>(1) 自治会等の活動の活性化を図るため、自治会等が自主的に企画提案し、継続的に実施する事業に要する費用のうち、次に掲げる費用</p> <p>ア 報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料並びに備品購入費</p> <p>イ 前号に定める費用以外のもので、事業の特性から市長が適切と認めるもの</p> <p>(2) 次に掲げる費用又</p>	予算の範囲内で10万円を上限とし、交付申請できる事業は、1自治会等当たり1会計年度につき1件とする。

		<p>は事業は、対象外とする。</p> <p>ア 自治会等の事務所等を維持するための経費</p> <p>イ 自治会等の経常的な活動に要する経費</p> <p>ウ 食料費</p> <p>エ 交際費又はこれに類するもの</p> <p>オ 自治会等の構成員に対する人件費</p> <p>カ 連続して3回受けている事業</p>	
7	集会所整備支援	<p>自治会活動のために使用する集会所を新たに設ける場合に係る建築費用（複数同時に建築する場合は、最も費用の安い集会所を対象とする）。ただし、既存の集会所を継続して集会所として使用する場合は、補助の対象としない。</p>	<p>建物に係る建築費用の50%以内とし、400万円を上限とする。</p>

別表第2（第3条関係）

補助金の種類	添付書類
防犯灯電気料金支援	<p>(1) 防犯灯設置場所位置図</p> <p>(2) 毎年4月現在の電気料金領収書の写し</p> <p>(3) その他市長が必要と認める書類</p>
備品購入・修繕支援	<p>(1) 領収書</p> <p>(2) 事業完了が分かる実施前後の写真</p> <p>(3) その他市長が必要と認める書類</p>
清掃活動支援	<p>(1) 領収書</p> <p>(2) 事業完了が分かる実施前後の写真</p> <p>(3) その他市長が必要と認める書類</p>
防犯灯修繕支援	<p>(1) 領収書</p>

	<ul style="list-style-type: none"> (2) 事業完了が分かる実施前後の写真 (3) 防犯灯修繕箇所位置図 (4) その他市長が必要と認める書類
特別支援	<ul style="list-style-type: none"> (1) 見積書2者以上 (2) 事業内容が分かる書類 (3) 整備又は修繕の場合は工程表 (4) 防犯灯新設の場合は設置場所位置図 (5) その他市長が必要と認める書類
活動活性化支援	<ul style="list-style-type: none"> (1) 事業計画書(様式第3号) (2) 事業収支予算書(様式第4号) (3) その他市長が必要と認める書類
集会所整備支援	<ul style="list-style-type: none"> (1) 事業内容が分かる書類 (2) 建築費用が分かる書類 (3) 工程表 (4) 集会所整備について自治会の意思決定を証する書面 (5) その他市長が必要と認める書類

別表第3 (第8条関係)

補助金の種類	添付書類
特別支援	<ul style="list-style-type: none"> (1) 事業完了が分かる実施前後の写真 (2) 事業領収書の写し (3) その他市長が必要と認める書類
活動活性化支援	<ul style="list-style-type: none"> (1) 事業報告書(様式第13号) (2) 事業収支決算書(様式第14号) (3) 記録写真など事業の実施内容が確認できる資料 (4) 領収書の写しその他事業収支決算書に記載した補助対象経費に係る支出の内容が確認できる資料 (5) その他市長が必要と認める書類
集会所整備支援	<ul style="list-style-type: none"> (1) 事業完了が分かる実施前後の写真 (2) 事業領収書の写し (3) 建築確認通知書 (4) その他市長が必要と認める書類

様式第1号 (第3条関係)

年 月 日

豊見城市長 殿

住 所
自治会等名
代 表 者

自治会等まちづくり支援補助金第1交付申請書

豊見城市自治会等まちづくり支援補助金交付要綱第3条第1項の規定により、
下記のとおり申請します。

記

防犯灯電気料金支援補助金

補助金交付申請額:	円	内訳:	灯 × 950円
添付書類 ・ 防犯灯設置場所位置図 ・ 毎年4月現在の電気料金領収書の写し ・ その他市長が必要と認める書類 ()			

備品購入・修繕支援補助金

補助金交付申請額:	円	内訳:	
添付書類 ・ 領収書 ・ 事業完了が分かる実施前後の写真 ・ その他市長が必要と認める書類 ()			

清掃活動支援補助金

補助金交付申請額:	円	清掃実施日:	
添付書類 ・ 領収書 ・ 事業完了が分かる実施前後の写真 ・ その他市長が必要と認める書類 ()			

防犯灯修繕支援補助金

補助金交付申請額:	円	修繕箇所数:	箇所
添付書類 ・ 領収書 ・ 事業完了が分かる実施前後の写真 ・ 防犯灯修繕箇所位置図 ・ その他市長が必要と認める書類 ()			

※申請する支援補助にレ印を記入してください。

様式第2号 (第3条関係)

年 月 日

豊見城市長 殿

住 所
自治会等名
代 表 者

自治会等まちづくり支援補助金第2交付申請書

豊見城市自治会等まちづくり支援補助金交付要綱第3条第2項の規定により、
下記のとおり申請します。

記

特別支援補助金

補助金交付申請額： 円	総事業費：
事業の名称：	事業完了予定年月日：
添付書類 ・見積書2者以上 ・事業内容が分かる書類 ・整備又は修繕の場合は工程表 ・防犯灯新設の場合は設置場所位置図 ・その他市長が必要と認める書類 ()	

活動活性化支援補助金

補助金交付申請額： 円	総事業費：
事業の名称：	事業実施年： <input type="checkbox"/> 1年目 <input type="checkbox"/> 2年目 <input type="checkbox"/> 3年目
添付書類 ・事業計画書 (様式第3号) ・事業収支予算書 (様式第4号) ・その他市長が必要と認める書類 ()	

集会所整備支援補助金

補助金交付申請額： 円	総事業費：
事業の名称：	
添付書類 ・事業内容が分かる書類 ・建築費用が分かる書類 ・工程表 ・集会所整備について自治会の意思決定を証する書面 ・その他市長が必要と認める書類 ()	

※申請する支援補助にレ印を記入してください。

様式第3号 (第3条関係)

事業計画書

自治会等名 _____

1 事業の名称	
2 事業実施主体	(自治会等名) (住 所) (代表者名)
3 事業実施期間	
4 事業の目的	
5 実施場所	
6 参加予定人数	
7 内容と方法	
8 その他	

様式第4号 (第3条関係)

事業収支予算書

自治会等名 _____

収 入 (単位：円)

項 目	予算額	内 訳
活動活性化支援補助金		
自治会等自己資金		
その他		
計		

支 出 (単位：円)

項 目	予算額	うち補助 対象経費	経費の内訳
報償費			
旅費			
需用費			
役務費			
使用料及び賃借料			
備品購入費			
その他			
計			

様式第5号（第4条関係）
豊見城市指令第 号

自治会等名
代表者名 様

自治会等まちづくり支援補助金交付決定兼確定通知書

年 月 日付けで申請のあった自治会等まちづくり支援補助金について、下記のとおり決定及び確定したので、豊見城市自治会等まちづくり支援補助金交付要綱第4条第1項の規定により通知します。

年 月 日

豊見城市長 印

記

- 防犯灯電気料金支援補助金交付決定額 _____ 円
- 備品購入・修繕支援補助金交付決定額 _____ 円
- 清掃活動支援補助金交付決定額 _____ 円
- 防犯灯修繕支援補助金交付決定額 _____ 円

様式第6号（第4条関係）
豊見城市指令第 号

自治会等名
代表者名 様

自治会等まちづくり支援補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった自治会等まちづくり支援補助金について、下記のとおり決定したので、豊見城市自治会等まちづくり支援補助金交付要綱第4条第2項の規定により通知します。

年 月 日

豊見城市長 印

記

- 特別支援補助金交付決定額 _____ 円
- 活動活性化支援補助金交付決定額 _____ 円
- 集会所整備支援補助金交付決定額 _____ 円

様式第7号（第4条関係）
豊見城市指令第 号

自治会等名
代表者名 様

自治会等まちづくり支援補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった自治会等まちづくり支援補助金について、下記のとおり決定したので、豊見城市自治会等まちづくり支援補助金交付要綱第4条第3項の規定により通知します。

年 月 日

豊見城市長 印

記

- 1 補助金の種類
- 2 補助金の額
- 3 不交付理由

豊見城市長 殿

住 所
自治会等名
代 表 者

事業（中止・変更）承認申請書

年 月 日付け豊見城市指令第 号で補助金の交付決定を受けた自治会等まちづくり支援補助金を下記のとおり中止・変更したいので、豊見城市自治会等まちづくり支援補助金交付要綱第5条第1項の規定により申請します。

記

- 1 補助金の種類
- 2 事業名称
- 3 中止・変更の別 （ 中止 ・ 変更 ）
- 4 中止・変更の理由

※ 変更の場合は、豊見城市自治会等まちづくり支援補助金交付要綱別表第2に掲げる添付書類を変更が分かる内容で提出すること。

様式第9号（第5条関係）
豊見城市指令第 号

自治会等名
代表者名 様

事業（中止・変更）承認通知書

年 月 日付けで申請のあった事業（中止・変更）承認申請について、
豊見城市自治会等まちづくり支援補助金交付要綱第5条第2項の規定により、下記のとおり承認しましたので通知します。

年 月 日

豊見城市長 印

記

- 1 補助金の種類
- 2 承認内容

様式第10号（第5条関係）
豊見城市達第 号

自治会等名
代表者名 様

事業（中止・変更）に伴う
自治会等まちづくり支援補助金（取消し・変更）通知書

年 月 日付け豊見城市指令第 号により交付した自治会等まちづくり支援補助金について、豊見城市自治会等まちづくり支援補助金交付要綱第5条第3項の規定により、下記のとおり（取消し・変更）をしましたので通知します。

年 月 日

豊見城市長 印

記

- 1 補助金の種類
- 2 交付決定額
- 3 変更後の交付決定額

豊見城市長 殿

住 所
自治会等名
代 表 者

印

自治会等まちづくり支援補助金概算払請求書

年 月 日付け豊見城市指令第 号で補助金の交付決定の通知があった自治会等まちづくり支援補助金について、豊見城市自治会等まちづくり支援補助金交付要綱第6条の規定により下記のとおり請求します。

記

交付決定額		円
内 訳	<input type="checkbox"/> 特別支援補助金	円
	<input type="checkbox"/> 活動活性化支援補助金	円

請求額	円	
内訳	<input type="checkbox"/> 特別支援補助金	<input type="checkbox"/> 活動活性化支援補助金
今回請求額	円	円
概算払済額	円	円
補助金残高	円	円
概算払を必要とする理由		

振込先

金融機関名・支店名	預金種目	口座番号	(フリガナ) 口座名義

※請求する支援補助にレ印を記入してください。

様式第12号（第8条関係）

年 月 日

豊見城市長 殿

住 所
自治会等名
代 表 者

自治会等まちづくり支援補助金実績報告書

令和 年 月 日付け豊見城市指令第 号にて補助金の交付決定通知のあった自治会等まちづくり支援補助金について下記のとおり事業を実施したので、豊見城市自治会等まちづくり支援補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり報告します。

記

特別支援補助金

事業の名称：	
交付決定額：	円 交付済額： 円
精 算 額：	円 事業完了年月日：
添付書類 ・事業完了が分かる実施前後の写真 ・事業領収書の写し ・その他市長が必要と認める書類（ ）	

活動活性化支援補助金

事業の名称：	
交付決定額：	円 交付済額： 円
精 算 額：	円 事業完了年月日：
添付書類 ・事業報告書（様式第13号） ・事業収支決算書（様式第14号） ・記録写真など事業の実施内容が確認できる資料 ・領収書の写しその他事業収支決算書に記載した補助対象経費に係る支出の内容が確認できる資料 ・その他市長が必要と認める書類（ ）	

集会所整備支援補助金

事業の名称：	総事業費： 円
交付決定額：	円 事業完了年月日：
添付書類 ・事業完了が分かる実施前後の写真 ・事業領収書の写し ・建築確認通知書 ・その他市長が必要と認めるもの（ ）	

※申請する支援補助にレ印を記入してください。

事業報告書

自治会等名 _____

事業内容

1 名称	
2 目的・成果	
3 実施日時	
4 実施場所	
5 参加人数	
6 実施内容	

様式第14号 (第8条関係)

事業収支決算書

自治会等名 _____

収 入 (単位：円)

項 目	決算額	内 訳
活動活性化支援補助金		
自治会等自己資金		
その他		
計		

支 出 (単位：円)

項 目	決算額	うち補助 対象経費	経費の内訳
報償費			
旅費			
需用費			
役務費			
使用料及び賃借料			
備品購入費			
その他			
計			

※ 収入合計と支出合計は一致することとし、補助金は補助対象経費にのみ充当したことを明確にするものとしてください。

※ 領収書の写しその他事業収支決算書に記載した支出の内容が確認できる資料を添付してください。

様式第15号 (第9条関係)
豊見城市達第 号

自治会等名
代表者名 様

自治会等まちづくり支援補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった自治会等まちづくり支援補助金について、下記のとおり確定したので、豊見城市自治会等まちづくり支援補助金交付要綱第9条の規定により通知します。

年 月 日

豊見城市長 印

記

- 特別支援補助金確定額 _____ 円
- 活動活性化支援補助金確定額 _____ 円
- 集会所整備支援補助金確定額 _____ 円

豊見城市長 殿

住 所
自治会等名
代 表 者

印

自治会等まちづくり支援補助金交付請求書

年 月 日付け豊見城市（指令・達）第 号で補助金確定通知があった自治会等まちづくり支援補助金について、豊見城市自治会等まちづくり支援補助金交付要綱第10条の規定により下記のとおり請求します。

記

請求額	円
-----	---

内訳	確定額	概算払済額	請求額
<input type="checkbox"/> 防犯灯電気料金支援補助金	円	円	円
<input type="checkbox"/> 備品購入・修繕支援補助金	円	円	円
<input type="checkbox"/> 清掃活動支援補助金	円	円	円
<input type="checkbox"/> 防犯灯修繕支援補助金	円	円	円
<input type="checkbox"/> 特別支援補助金	円	円	円
<input type="checkbox"/> 活動活性化支援補助金	円	円	円
<input type="checkbox"/> 集会所整備支援補助金	円	円	円

振 込 先

金融機関名・支店名	預金種目	口座番号	(フリガナ) 口座名義

様式第17号（第11条関係）

豊見城市達第 号

自治会等名

代表者名

様

自治会等まちづくり支援補助金取消通知書

年 月 日付け豊見城市指令第 号により交付した自治会等まちづくり支援補助金について、豊見城市自治会等まちづくり支援補助金交付要綱第 11 条第 2 項の規定により、下記のとおり取り消す。

年 月 日

豊見城市長

印

記

- 1 補助金の種類
- 2 交付決定・確定額
- 3 取消し理由

様式第18号 (第12条関係)
豊見城市達第 号

自治会等名
代表者名 様

自治会等まちづくり支援補助金返還命令書

年 月 日付け豊見城市指令第 号により交付した自治会等まちづくり支援補助金については、豊見城市自治会等まちづくり支援補助金交付要綱第 12 条の規定により、下記のとおり返還を命ずる。

年 月 日

豊見城市長 印

記

- 1 補助金の種類
- 2 返還金額 _____ 円
- 3 返還期限 年 月 日
- 4 返還理由